

新潟市地域公共交通会議規則第 9 条の規定に基づき定める事項について

新潟市地域公共交通会議規則（以下「市規則」という。）第 9 条の規定に基づき、以下のとおり運営に関して必要な事項を定める。

1 新潟市地域公共交通会議（以下「市会議」という。）が軽微と認める変更事項等について

平成 30 年 12 月 28 日付け国自旅第 212 号により通達のあった「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方」に基づく「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）2.（7）については、以下のとおりとする。

（1）市規則第 6 条第 2 項に定める意見の聴取のための会議（区地域公共交通に関する意見交換会）を国ガイドライン 2（9）における幹事会とする。

（2）ダイヤや運賃の変更を伴わない停留所等の変更（停留所の新設及び廃止を伴うものを除く）については、利用者等への周知を徹底することを前提として軽微な事項として取り扱う。

（3）1（2）に定めるもののほか、工事やイベント等で運行ルートに一時的な迂回が生じる場合の変更など、その内容や期間等に応じ利用者への影響の範囲が異なるものについては、都度、市会議の会長は、国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局と協議を行い、軽微な事項として取り扱うか判断するとともに、幹事会での書面協議や手続きの省略その他の手法について決定する。

なお、市会議の会長は、そのことを必要に応じ市会議の委員に報告するとともに、軽微な事項として取り扱うもののほか国ガイドライン 3（6）に規定された事項に該当しないものについても、周辺の交通等に影響が予想されるものは、事前に関係機関への確認や協議を行うほか必要に応じ利用者等への周知を図るものとする。

2 社会実験等を開始する際の手続きについて

社会実験等を開始する際の手続きは、平成 30 年 12 月 28 日付け国土交通省自動車局旅客課長により通達のあった「地方公共団体等が行うコミュニティバス等の実証実験の手続きについて」に基づくものとする。